


問題社員への対応と法的留意点

企業には様々な社員がおり、中にはたびたびトラブルを起こすいわゆる問題社員も存在します。問題社員への対応を誤ると、他の社員のモチベーションや作業効率を低下させるだけでなく労働紛争にも発展しかねません。本講座では、様々なタイプの問題社員への対応方法と法的留意点を中心に解説を行います。

開催日時等

日 時	2020年7月21日（火）15時00分～17時00分	
場 所	千葉県経営者会館 2階 207 研修室 千葉市中央区千葉港 4-3	
内 容	<p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 能力不足社員への対応 2. 勤務態度不良・協調性欠如社員への対応 3. メンタルヘルス不調に起因する問題行為への対応 4. 私生活上の問題行為への対応 	
講 師	<p>【講師】</p> <p>弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 荒川 俊也 氏</p>	
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者	
参加費	会員 無料	非会員 3,000円（消費税別）

○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛 Fax ください。締切は7月14日（火）です。

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 宇野 TEL: 043-246-1158

Eメール: unom@chibakeikyo.jp

FAX: 043-246-0729

一般社団法人 千葉県経営者協会 行

開催行事名	問題社員への対応と法的留意点		
会社・団体名		TEL	
参加者名①		役職①	
参加者名②		役職②	
E-Mail			
住 所			